

資 金 計 画 書

応募者名：
 施設名：

単位：円・%

区 分	合計	特 養					併設事業所名	比率
1 事業費	土地取得費等	土地取得費	0	0	0			
		土地造成費	0	0	0			
		小 計	0	0	0	0	0	0
	整備費	施設整備費	0	0	0			
		設計監理費	0	0	0			
		設備整備費	0	0	0			
	小 計	0	0	0	0	0	0	
	運用財産（運転資金）	0						
開所前に要する事務費・人件費等	0							
合 計	0	0	0	0	0	0	0	

2 資金調達内訳	土地取得費等	(独)福祉医療機構借入金	0						
		協調融資①（金融機関名）	0						
		協調融資②（金融機関名）	0						
		自己資金	法人自己資金	0					
			寄附金①（寄附者氏名）	0					
			寄附金②（寄附者氏名）	0					
			計	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0		
	整備費	久留米市補助金	0						
		(独)福祉医療機構借入金	0						
		協調融資①（金融機関名）	0						
		協調融資②（金融機関名）	0						
		自己資金	法人自己資金	0					
			寄附金①（寄附者氏名）	0					
			寄附金②（寄附者氏名）	0					
	計		0	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	0	0	0	0		
	運用財産（運転資金）	自己資金	法人自己資金	0					
			寄附金①（寄附者氏名）	0					
			寄附金②（寄附者氏名）	0					
小 計			0	0	0	0	0		
開所前に要する事務費・人件費等	自己資金	法人自己資金	0						
		寄附金①（寄附者氏名）	0						
		寄附金②（寄附者氏名）	0						
		小 計	0	0	0	0	0		
合 計	0	0	0	0	0	0			
補助金内訳（再掲）	久留米市補助金	0	0	0	0	0	0		
補 助 金 計	0	0	0	0	0	0			
借入金内訳（再掲）	(独)福祉医療機構借入金	0	0	0	0	0	0		
	協調融資①（金融機関名）	0	0	0	0	0	0		
	協調融資②（金融機関名）	0	0	0	0	0	0		
借 入 金 計	0	0	0	0	0	0			
自己資金内訳（再掲）	法人自己資金	0	0	0	0	0	0		
	寄附金①（寄附者氏名）	0	0	0	0	0	0		
	寄附金②（寄附者氏名）	0	0	0	0	0	0		
自 己 資 金 計 ※	0	0	0	0	0	0			

3 借入比率算出表								
借入予定額（A）	0	0	0	0	0	0	0	-
資金総額（＝事業費合計額）（B）	0	0	0	0	0	0	0	-
借入予定額と事業費総額との割合（C）＝A/B								-

4 法人自己資金内訳								

- ※ 自己資金の合計額は残高証明の額以内となること。
- ※ 新規設立法人については、「開所前に要する事務費・人件費等」欄に**設立前に要する経費は算入しない**でください。
- ※ 必要に応じて、行の追加等をして作成してください。

資金計画書（様式16）作成に当たっての注意事項

- 施設全体の資金計画書を作成してください。
作成の際は、「1 事業費」と「2 資金調達内訳」との整合だけでなく、償還計画書等との整合を確認してください。
 - 「2 資金調達内訳」の協調融資又は寄附金については、括弧内に金融機関名又は寄附者氏名を記載してください。
 - 自己資金の額は、法人自己資金及び寄附金の額の合計を上限としてください。
また、自己資金の額を証する資料として残高証明書を添付してください。
 - 新設法人は、借入金以外の自己資金は全て寄附により確保してください。確保状況を確認するため、寄附者との贈与契約書（確約書）の写し及び寄附者の預金残高証明書等を提出してください。
なお、この整備事業費に係る資金の寄附を、法人設立後遅滞なく行う必要があることに留意してください。
 - 既存法人については、前年度の決算書類を提出してください。なお、令和3年4月1日以後、資産売却等により現金、普通預金又は当座預金等を確保した場合には、その挙証資料（残高証明書など）を添付してください。
また、自己資金を寄附により確保する場合は、新設法人同様に贈与契約書、残高証明書なども併せて提出してください。
- ※ 借入により調達した現金、普通預金又は当座預金等は自己資金とは認めません。**
※ 審査の過程で随時、自己資金の確認を行うことがあります。
- 新設法人については、運用財産として、年間事業費の1/2分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが必要です。なお、この運用財産は、法人設立後遅滞なく寄附される必要があります。
既設法人についても、新設法人と同様、確実な資金計画を立ててください。
 - 施設整備に係る借入金は、独立行政法人福祉医療機構の融資及び同機構の融資に協調して行われる民間金融機関の融資のみに限ります。
 - 短期入所生活介護（ショートステイ）事業所、通所介護（デイサービス）事業所や居宅介護支援事業所などを併設する場合、各事業所に係る事業費の積み上げを行ってください。それが困難な場合は、当該サービス事業所に係るものも含めた全体事業費を算出した上で、各事業に係る施設面積により事業費をあん分し、特別養護老人ホームに係る事業費を算出してください。